



鳥取県公報

平成 22 年 1 月 15 日 (金)
第 8 1 5 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (21) (福祉保健課) 2
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (22) (障害福祉課) 3
	身体障害者福祉法による医師の指定 (23) (〃) 4
	都市計画事業の認可 (24) (道路建設課) 6
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (25) (会計指導課) 6
◇ 教委告示	指定技能教育施設の廃止の届出 (2) (高等学校課) 7
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会特別支援教育課) 8
	制限付一般競争入札の実施 (3 件) (警察本部会計課) 10

告 示

鳥取県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町458	居宅療養管理指導	平成21年10月1日
医療法人社団法人修会	倉吉市福光225	久米の郷さくら通所リハビリテーションセンター	倉吉市福光225	通所リハビリテーション	平成21年12月1日
医療法人真誠会	米子市河崎580	訪問看護ステーションネットケア	米子市河崎590-2	居宅療養管理指導	〃
医療法人社団法人内科小児科山脇医院	鳥取市国府町奥谷一丁目110	奥谷いきいきデイサービスふたば	鳥取市国府町奥谷一丁目122	認知症対応型通所介護	〃
合同会社花水木	鳥取市古海788-1	デイサービス花水木	鳥取市叶一丁目5-20	通所介護	〃
株式会社ハビネライフケア鳥取	米子市錦町三丁目77	ハビネデイサービスセンター興南	鳥取市興南町124	〃	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人社団法人内科小児科山脇医院	鳥取市国府町奥谷一丁目110	老人保健施設ふたば	鳥取市国府町稲葉丘三丁目303	介護予防通所リハビリテーション	平成21年9月1日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町458	介護予防居宅療養管理指導	平成21年10月1日
医療法人橋本外科医院	鳥取市大杵204-3	医療法人橋本外科医院	鳥取市大杵204-3	介護予防通所リハビリテーション	〃
医療法人社団法人修会	倉吉市福光225	久米の郷さくら通所リハビリテーション	倉吉市福光225	介護予防通所リハビリテーション	平成21年12月1日

		センター			
医療法人真誠会	米子市河崎580	訪問看護ステーションネットケア	米子市河崎590-2	介護予防居宅療養管理指導	〃
医療法人社団内科小児科山脇医院	鳥取市国府町奥谷一丁目110	奥谷いきいきデイサービスふたば	鳥取市国府町奥谷一丁目122	介護予防認知症対応型通所介護	〃
〃	〃	老人保健施設ふたば	鳥取市国府町稲葉丘三丁目303	介護予防短期入所療養介護	〃
〃	〃	稲葉丘いきいきデイサービスふたば	〃	介護予防認知症対応型通所介護	〃
〃	〃	吉岡温泉いきいきデイサービスふたば	鳥取市吉岡温泉町329	〃	〃
合同会社花水木	鳥取市古海788-1	デイサービス花水木	鳥取市叶一丁目5-20	介護予防通所介護	〃
株式会社ハピネライフケア鳥取	米子市錦町三丁目77	ハピネデイサービスセンター興南	鳥取市興南町124	〃	〃

鳥取県告示第22号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	担当する医療の種類	指定年月日
独立行政法人国立病院機構 理事長 矢崎 義雄	東京都目黒区東が丘二丁目5-21	独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目17-1	更生医療	平成21年12月28日
鳥取大学医学部 附属病院長 豊島 良太	米子市西町36-1	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1	育成医療、更生医療	〃
鳥取市長 竹内 功	鳥取市尚徳町116	鳥取市立病院	鳥取市の場一丁目1	〃	〃
鳥取県知事 平井 伸治	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	〃	〃

医療法人同愛会 理事長 村上 一平	米子市両三柳 1880	医療法人同愛会 博愛病院	米子市両三柳 1880	更生医療	〃
医療法人アスピ オス 理事長 村江 正名	鳥取市吉方温泉 一丁目653	訪問看護ステー ションみやこ苑	鳥取市三津1072 -307	更生医療	〃
株式会社ウェル ネス湖北 代表取締役 村上 正一	鳥根県松江市西 津田二丁目8- 20	ウェルネス薬局 宮長店	鳥取市宮長字下 宝殿239-7	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成22年1月1 日

鳥取県告示第23号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先	指定年月日
内科、消化器科	肝臓機能障害	松田 裕之	鳥取市叶284-1 まつだ内科医院	平成21年12月28日
内科	〃	石井 泰史	鳥取市布勢332-4 石井内科小児科クリニック	〃
外科	〃	鈴木 一則	鳥取市末広温泉町458 鳥取生協病院	〃
消化器内科	〃	宮崎 慎一	〃	〃
内科	〃	田中 久雄	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院	〃
〃	〃	満田 朱理	〃	〃
〃	〃	柏木 亮太	〃	〃
〃	〃	綾木 麻紀	〃	〃
〃	〃	堀江 聡	〃	〃
外科	〃	大石 正博	鳥取市的場一丁目1 鳥取市立病院	〃
内科	〃	河合 良成	〃	〃
〃	〃	清水 辰宣	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院	〃
〃	〃	柳谷 淳志	〃	〃
〃	〃	芦田 耕三	東伯郡三朝町山田827 岡山大学病院三朝医療セン ター	〃
〃	〃	石飛 誠一	東伯郡三朝町山田690	〃

			鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	
外科、消化器科	〃	山本 敏雄	倉吉市瀬崎町2714-1 医療法人十字会 野島病院	〃
〃	〃	牧野 正人	〃	〃
消化器内科	〃	三村 憲一	〃	〃
内科	〃	金藤 英二	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院	〃
〃	〃	佐々木 祐一郎	境港市米川町44 鳥取県済生会境港総合病院	〃
〃	〃	田村 矩章	西伯郡南部町倭397 南部町国民健康保険西伯病院	〃
〃	〃	陶山 和子	〃	〃
消化器内科	〃	村脇 義和	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院	〃
消化器内科、薬物治療科	〃	三浦 典正	〃	〃
消化器内科	〃	前田 直人	〃	〃
〃	〃	岡野 淳一	〃	〃
〃	〃	岡本 欣也	〃	〃
〃	〃	大山 賢治	〃	〃
〃	〃	周防 武昭	〃	〃
消化器外科	〃	遠藤 財範	〃	〃
小児科	〃	長田 郁夫	〃	〃
〃	〃	村上 潤	〃	〃
機能病態内科 (消化器内科)	〃	植木 賢	〃	〃
内科	〃	堀 立明	米子市両三柳1880 医療法人同愛会博愛病院	〃
小児科	〃	飯塚 俊之	〃	〃
外科	〃	山根 祥晃	〃	〃
消化器内科	〃	松永 佳子	米子市車尾四丁目17-1 独立行政法人国立病院機構 米子医療センター	〃
〃	〃	山本 哲夫	〃	〃
〃	〃	岸本 幸廣	米子市皆生新田一丁目8-1 山陰労災病院	〃
〃	〃	西向 栄治	〃	〃
感染制御部	H I Vによる免疫機能障害	堀井 俊伸	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院	〃
内科	じん臓機能障害	竹内 龍男	米子市両三柳1880 医療法人同愛会博愛病院	〃
脳神経外科	肢体不自由	田淵 貞治	鳥取市江津730	〃

鳥取県立中央病院

鳥取県告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 3・2・2号福部伏野線及び3・4・8号宮下十六本松線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
鳥取県鳥取市秋里字松下及び字上下水越地内
 - (2) 使用の部分
鳥取県鳥取市秋里字松下及び字上下水越地内

鳥取県告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
恩給法の一部を改正する法律（平成17年法律第6号）の規定による改正前の恩給法（大正12年法律第48号）第9条ノ3及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）第7条ノ2による届出を故恩給受給者の遺族が怠ったことにより発生した恩給過払金の返還金の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県総務部行財政改革局福利厚生室
筆頭主幹 漆原 芳彦
副主幹 岩下 由紀子
- 3 委任期間
平成22年1月12日から同年3月31日まで

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第2号**

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定に基づき指定技能教育施設の設置者から当該指定技能教育施設を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月15日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

- 1 廃止の届出をした指定技能教育施設の名称及び所在地
中央高等学園
鳥取県倉吉市東巖城町162-2
- 2 廃止する日
平成22年3月31日
- 3 届出年月日
平成21年12月18日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成22年1月15日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

- 1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。
(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成22年2月17日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第33会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
	同月26日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習課目
(1) 講習時間 3時間
(2) 講習課目
ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月15日

鳥取県立鳥取養護学校長 田 中 一 雄

1 調達内容

(1) 業務の名称及び予定数量

鳥取県立鳥取養護学校スクールバス運行・管理業務 3,690便

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市江津260 鳥取県立鳥取養護学校

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務1便当たりの単価（以下「業務単価」という。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された業務単価をもって契約金額とし、業務委託料の請求に当たっては、業務単価に便数を乗じて得た合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の運送・旅客業に登録されているものであること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、該当資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年1月26日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成22年1月15日（金）から同年2月25日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) スクールバスを運行しないときは、車両の点検整備及び維持管理をしやすい場所にスクールバスを保管できること。

- (5) スクールバスとして使用する自動車の使用の本拠に道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項に規定する安全運転管理者及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条第1項に規定する整備管理者を配置している者であること。
- 3 契約担当部局
鳥取県立鳥取養護学校
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する問合せ先
〒680-0901 鳥取市江津260
鳥取県立鳥取養護学校
電話 0857-26-3601
- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品契約担当
電話 0857-26-7431又は7432
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)の場所で平成22年1月15日（金）から同年2月3日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。
- (4) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
平成22年2月25日（木）午前10時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月24日午後5時とする。）
鳥取県立鳥取養護学校 応接室
- 5 入札者に要求される事項
- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成22年2月10日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
本件入札に参加する者は、入札保証金として業務単価に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。
- なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。
- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36

号) 第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Commission of management of the school bus services for Tottori Prefectural Tottori Yogo School, 1 Set

(2) Supply period : From 1 April, 2010 through 31 March, 2013

(3) Supply place : 260 Ezu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 p.m. 10, February, 2010

(5) Date and time for submission of tenders : 10:30 a.m. 25 February, 2010

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5:00 p.m. 24, February, 2010

(6) Please contact : Tottori Prefectural Tottori Yogo School

260 Ezu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

tel. 0857-26-3601

制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。)を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

安全運転管理者及び副安全運転管理者講習業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成22年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取県内

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年2月4日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成22年1月15日（金）から同年2月24日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により、次のいずれにも該当するものであると公安委員会が認めた者であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人及びその他の者で講習を行うのに必要な組織に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁固以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 道路における交通の安全に寄与することを目的とするもの

ウ 委託業務を行う事業所を県内に有していること。

エ 委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

オ 講習の委託業務を行う事業所において、委託業務に従事する職員を配置すること。

カ 委託業務を行うのに必要な能力を有する者が置かれていること。

(ア) 講習の科目及び内容に応じて必要な学識経験者及び専門的知識を有する者（自動車安全運転センターが行う自動車の運転の管理に関する研修の課程又はこれに相当する課程を修了した者をいう。）又は講師として法第108条の2第1項第1号に掲げる講習（安全運転管理者等講習）に従事した経験を有する者を講師として充てることができること。

(イ) 委託業務に関しトラブルが生じた場合は、責任者において即時対応が可能であること。

キ 講習に必要な視聴覚機器を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(3)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

イ 2の(4)に掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部交通部交通企画課総務係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成22年1月15日(金)から同月26日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成22年1月27日(水)午後1時30分

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部第1会議室(鳥取県警察本部庁舎1階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成22年2月24日(水)午後1時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月23日(火)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの場所に平成22年2月17日(水)午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない

ない。

なお、2の(4)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に同月4日(木)午後5時まで提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。)を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称

運転免許証更新時講習業務委託

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取県鳥取市千代水二丁目 8	東部地区運転免許センター
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津216	中部地区運転免許センター
鳥取県米子市上福原1272-2	西部地区運転免許センター

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年2月2日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成22年1月15日（金）から同年2月22日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した業務（以下「委託業務」という。）を確実に履行できる者であること。

(5) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により、次のいずれにも該当するものとして公安委員会が認める者であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他の者で講習を行うのに必要な組織に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁固以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるに足り相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 道路における交通の安全に寄与することを目的とするもの

ウ 委託業務を行う事業所を県内に有していること。

エ 委託事務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

オ 委託業務を行う事業所に委託業務を行うのに必要な能力を有する者が委託業務を行うために必要な数以上置かれていること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

イ 2の(5)に掲げるものに係るもの

〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成22年1月15日(金)から同月22日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成22年1月25日(月)午後3時30分

鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課会議室(鳥取県交通総合センター1階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成22年2月22日(月)午後3時00分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月19日(金)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの場所に平成22年2月15日(月)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(5)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に同月2日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は入札説明書による。

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

停止処分者講習及び違反者講習業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津216 鳥取県自動車運転免許試験場

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年2月2日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成22年1月15日（金）から同年2月22日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した業務（以下「委託業務」という。）を確実に履行できる者であること。

(5) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により、次のいずれにも該当するものであると公安委員会が認めた者であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人及びその他の者で講習を行うのに必要な組織に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 道路における交通の安全に寄与することを目的とするもの

ウ 委託事務を行う事業所を県内に有していること。

エ 委託事務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

オ 講習における指導に必要な能力を有する者（以下「講習指導員」という。）が業務を行うために必要な数以上置かれていること。

(6) 講習指導員の資格要件

ア 25歳以上の者であること。

イ 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を

現に受けている者であること。

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員（法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員をいう。以下同じ。）、停止処分者講習指導員（法第108条の2第1項第3号に規定する講習の講習指導員をいう。以下同じ。）、高齢者講習指導員（法第108条の2第1項第12号に規定する講習の講習指導員をいう。以下同じ。）又は違反者講習指導員（法第108条の2第1項第13号に規定する講習の講習指導員をいう。以下同じ。）のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

(イ) 法第117条の4第4号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(ウ) 自動車等の運転に関し、刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪（(イ)に掲げる罪を除く。）を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

エ 次のいずれにも該当する者であること。

(ア) 運転適性に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

a 運転適性検査指導者資格者証（鳥取県警察本部長が定める運転適性検査・指導者養成要領1に規定する運転適性検査・指導者証をいう。）の交付を受け、運転適性に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

b 運転適性に関する業務に関し a に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有するものとして別表第1に掲げる者のいずれかに該当する者であること。

(イ) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

a 普通自動車に係る教習指導員資格者証（法第99条の3第4項の規定により交付される教習指導員資格者証をいう。以下同じ。）及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

b 普通自動車に係る届出教習所指導員課程（自動車安全運転センター法（昭和50年法第57号）第2章の規定により設立された自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が実施する届出教習所指導員課程をいう。以下同じ。）及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験を有する期間がおおむね1年以上ある者

c 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、a 又は b に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認めるものとして別表第2に掲げる者のいずれかに該当する者であること。

オ 次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

(イ) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修）を修了した者

カ 違反者講習指導員にあっては、アからオまでに掲げるもののほか、警察署で交通警察業務又は地域警察業務に従事し、交通関係機関・団体に対する交通安全講習会等の経験が相当期間ある者で公安委員会がふさわしいと認めた者

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

イ 2の(5)及び(6)に掲げるものに係るもの

〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成22年1月15日(金)から同月22日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成22年1月25日(月)午後2時30分

鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課会議室(鳥取県交通総合センター1階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成22年2月22日(月)午後2時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月19日(金)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの場所に平成22年2月15日(月)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(5)及び(6)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に同月2日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加者資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は入札説明書による。

別表第1

- 1 取消処分者講習指導員専科（警察大学校において警察職員を対象に実施される取消処分者講習指導員専科をいう。）を修了し、取消処分者講習（法第108条の2第1項第2号に規定する取消処分者講習をいう。以下同じ。）の講習指導員としての経験がある者
- 2 新任運転適性検査指導者専科（警察大学校において警察職員を対象に実施される新任運転適性検査指導員専科をいう。）を修了し、運転適性に関する業務に従事した経験のある者
- 3 センターが実施する取消処分者講習指導員研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者
- 4 運転適性検査指導者資格者証を受けているが、運転適性に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年に満たない者で、警察が行う所要の講習を受けた者

別表第2

- 1 普通自動車に係る教習指導員資格者証を有し、センターが実施する大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- 2 大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証を有し、センターが実施する普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- 3 白バイ、交通用パトカー又は警ら用無線自動車の乗務員としての経験が相当期間ある者で適任なもの

- 4 運転免許試験場における技能試験官としての経験が相当期間ある者
- 5 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者
- 6 センターが実施する取消処分者講習指導員研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者